機密性２情報

事　務　連　絡
令和４年１月１４日

三重県土地家屋調査士会長　　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）

住民基本台帳法の一部改正後において被相続人の同一性を証する情報として添付すべき戸籍の附票の写しの取扱いについて

平素は，登記行政の円滑な運営に対して格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

標記につきまして，法務省民事局民事第二課補佐官から別添のとおり連絡がありました。

つきましては，標記取扱いについて御理解いただくとともに貴会会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　務　連　絡
令和４年１月７日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

法務省民事局民事第二課　清水補佐官

住民基本台帳法の一部改正後において被相続人の同一性を証する情報として添付すべき戸籍の附票の写しの取扱いについて

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）附則第１条第９号に掲げる規定が本月１１日から施行され，同法第２条による改正後の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２０条第５項により読み替えて準用される同法第１２条第５項の規定により，市町村長は，戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。以下同じ。）の写しの交付の請求があったときは，特別の請求がない限り，戸籍の表示の記載を省略した戸籍の附票の写しを交付することができるとされるところです。

このため，被相続人の同一性を証する情報の提供を要する相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）や登記名義人の同一性を証する情報の提供を要する住所の変更等の登記においては，必要に応じ，戸籍の表示の記載がある戸籍の附票の写しの提供を申請人等に求めることも考えられますので，その旨貴管下登記官に周知願います。

なお，本取扱いは，相続登記以外の登記申請，長期相続登記等未了土地解消作業及び表題部所有者不明土地解消作業において，被相続人の同一性を証する情報が必要な場合においても同様となりますので，留意願います。

おって，本件については，総務省自治行政局，日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会にも周知する予定ですので，申し添えます。